

4. 整備関係

(1) 検査業務の取り組み

①検査業務の概況

自動車の審査を行う検査場は、新潟支局が4コース、長岡事務所が3コース（二輪車専用コース含む）で実施しており、出張検査については新潟支局が村上市及び佐渡市への2地区、また、長岡事務所が上越市の1地区において実施しています。

県内における検査業務量については、平成24年度の新規検査件数（型式指定車を含む。）がおよそ2,991件増加し76,154件で、対前年比104.1%となっていますが、継続検査件数についてはおよそ614件減少し474,819件で、対前年比99.8%となっています。

平成24年度のユーザー車検の受検件数は、19,636件で全検査件数（新規検査の型式指定車を除く）の3.9%を占めています。

ユーザー車検の予約については、インターネット又は直接窓口において行っております。

インターネット予約 パソコン URL：<https://www.yoyaku.navi.go.jp/pc/reservationTOP.do>
携帯電話 URL：<http://mobile.yoyaku.navi.go.jp/>

②検査業務に関する施策

(i) 街頭検査の実施

街頭検査



整備不良車両や不正改造車両を排除するため、関係機関や関係団体と連携・協力し、街頭検査を実施しています。

平成24年度は、街頭検査を29回実施し、4,583台の自動車について検査を行い、整備命令書を132件交付しました。

(ii) 燃料（軽油）の検査

硫黄濃度分が高いいわゆる「不正軽油」の使用を撲滅するため平成17年度から、簡易型の硫黄濃度測定器を導入し、走行中の自動車を実際に使っている燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度検査を実施しています。

この硫黄濃度検査を、平成24年度は県内2か所において実施し、38台について測定しました。

(iii) 職権打刻

車台番号や原動機の型式の打刻が腐食等により識別が困難になった場合や事故等によりフレームの交換が必要となった場合については、塗まつ許可等により職権による打刻を実施し

売らない! 買わない! 使わない!
NO!! 不正軽油は犯罪です
不正軽油
不正軽油は脱税だけでなく、大気汚染や土壌汚染をひきおこし、さまざまな被害をもたらします。
不正軽油に関する情報をお寄せください
不正軽油とは...?
● 脱税を目的として、軽油・灯油や原油等を含有する燃料を、軽油用として販売・使用しているものを指します。
● 不正軽油を製造したもののため、不正軽油と知りながら購入・運搬、保管、販売を行う者は厳しく罰せられます。
どんな場合は要注意
● 買わない! 使わない!
● 買ったものの品質が怪しいと思ったら、自動車の燃料に注意喚起などを求めてください。
● 不正軽油の取引履歴が記録されている。
不正軽油ホットライン
0120-771-572
新潟県不正軽油対策協議会

腐食し識別困難となった車台番号



ます。

特に、冬期における融雪剤の散布により、車台番号や原動機型式の打刻部分が腐食し、識別が困難になった自動車が増大しており、平成22年度には290件、平成23年度は332件、平成24年度は350件の職権打刻を実施しました。

なお、平成21年7月からは、職権打刻プレートを標示する方法により、効率的に職権打刻を実施しています。

(iv) 保安基準緩和

長大物品を輸送する大型トレーラ等で分割できない単体物品を輸送する場合や幅の広いスノウプラウで除雪に使用する自動車等特別な用途や使用に際し、申請に係る受付及びヒアリングを実施し、道路運送車両の保安基準の緩和認定に必要な審査を行っています。平成24年度は、151件が運輸局長により緩和認定されました。

除雪をするため認定を受けた基準緩和車両



(2) 自動車整備事業の取り組み

①自動車整備事業の概況

自動車の分解整備事業者は、自動車の分解整備を行ったときは分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにならなければならない重大な責務を負っています。このため、自動車の分解整備を行う場合、地方運輸局長の認証等を取得しなければならないという制度が設けられています。



(i) 認証工場（自動車分解整備事業）

自動車の分解整備を事業として行うため、国の定める基準に適合した設備及び従業員を有する整備工場を「認証工場」と言い、事業場には黄色の看板を掲げています。

新潟県内の認証工場数は、平成25年3月末現在で2,097工場となっています。



(ii) 認定工場（優良自動車整備事業）

整備技術の向上及び整備施設の充実を図るため、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、一定の要件を満たした優良な整備工場を「認定工場」と言い、事業場には白色の看板を掲げています。

新潟県内の認定工場数は、平成25年3月末現在で自動



車整備32工場、車体整備29工場、電装整備8工場、そして、タイヤ整備2工場となっています。

(iii) 指定工場（指定自動車整備事業）

認証工場のうち、設備、技術及び管理組織について一定の要件を満たした優良な事業者であって、検査設備を有し、かつ自動車検査員を選任している整備工場を「指定工場」と言い、事業場には認証看板と合わせて青色の看板を掲げています。



指定工場は、「民間車検場」とも言われており、点検・整備及び検査が行われ、保安基準適合証が交付された場合は、国に現車の提示を行わなくとも自動車検査証の有効期間の更新を受けることができることとなっています。

新潟県内の指定工場数は、平成25年3月末現在、599工場で全認証工場に占める割合は28.6%となっています。

②点検整備等の推進に関する施策

(i) 自動車点検整備推進運動等

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故（不正改造を含む）防止や環境保全（不正軽油使用防止・ディーゼル黒煙等排気ガス対策等）を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていることから、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうため強化月間を定め、この期間中に自動車の無料点検コーナー等を設置した「自動車ふれあい相談所」の開設や街頭検査を実施する等、自動車の点検整備を推進するためのイベントを実施しています。

～自動車エコ整備～

1. エンジンオイル等の交換

エンジンオイル使用前 エンジンオイル使用後

2. エアークリーナー・エレメントの交換

2791-101010 (使用前) 2791-101010 (使用後)

3. タイヤ空気圧の調整

上越市の大型スーパー店舗での「自動車ふれあい相談所」



自動車無料点検コーナー



アンケートの記入

【不正改造例】

- 運転席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付を



- 灯火類の灯光の色を変更
[制動灯・尾灯：方向指示器：後部反射器を白色に変更]



- 基準外のウイングの取り付け



- 消音器(マフラー)の切断



(ii) 自動車整備士の技能検定について

地方運輸局長の認証が必要とされる自動車分解整備事業場にあつては、一定数以上の自動車整備士が従事していることが必要とされ、自動車整備要員の社会的地位と技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定を行い、社会に自動車整備士を送り出しています。

自動車整備士の種類は1級小型自動車整備士など14種類あり、資格を取得するには、それぞれの学科試験と実技試験に合格、若しくは国土交通大臣が指定した養成施設を修了又は登録試験機関が実施する登録試験に合格して試験免除を受け取得する方法があります。

平成24年度の新潟県内における自動車整備士合格者数は664名でした。

(3) 保安業務の取り組み

① 重大事故の発生状況

平成24年の新潟県内における事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数80件（前年比+22件）、死者数15名（前年比-1名）、負傷者数55名（前年比-13名）となっており、事故件数、負傷者数は減少、死者数は増加しました。



車両火災事故

また、事故種別発生状況では、衝突事故が20件（全体の25％）で死者6名（全体の40％）と例年どおり大部分を占めています。他には車両故障が17件、死傷事故が14件、転覆事故（路外逸脱を含む）が8件、火災事故が9件、健康起因による事故が1件、車内事故が5件、交通障害が5件、更に飲酒等によるものが1件発生しています。

②事故防止に関する施策



自動車事故防止対策会議

自動車運送事業においては、新規事業参入規制の撤廃等の規制緩和に伴い、社会的規制が強化される等、事後チェック体制に移行されてきました。このような中、飲酒運転による事故や有責の重大事故を起こした自動車運送事業者に対しては監査を実施し、運転者に対する過労防止措置違反等の安全性の確保に係わる法令違反が確認された場合には、車両の使用停止等の厳正な行政処分を行い、事故の再発防止に努めているところです。

また、事業用自動車の事故発生状況が、自家用自動車のものと比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いという状況を鑑みて、国土交通省及び関係業界は、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、平成21年以降の10年間で「事故削減のための集中期間」と位置付け、目標達成に向けた諸施策を講じているところです。この施策の一環として、新潟県では、輸送の安全確保を図るための運行管理機能の充実と、事故の根絶を図るため、「事業用自動車事故防止対策会議」を開催し、各関係業界における事故防止対策の前年度の総括と新年度計画を確認し、目標達成に向けた取り組みを行っています。

③貸切バス運行による「高速ツアーバス」対策について

平成24年4月29日に発生した関越道上り線藤岡ジャンクション付近で発生した都市間高速ツアーバス（貸切バス）衝突事故（死者7名、重軽傷38名）を受け、国土交通省では、今年3月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、取り組みの中で、高速乗合バス又は貸切バスにおける「交替運転者の配置基準」を定め、更に貸切バスでの運行であった高速ツアーバスを廃止し、新高速乗合バスに移行、8月1日から運行開始となりました。また、高速ツアーバス廃止前の年末年始、



高速ツアーバス緊急一斉点検

GW前及び夏の多客期にそれぞれ安全運行一斉点検を夜間運行する高速ツアーバス等を対象に実施し、安全運行対策に違反がないか及び運転者の健康状態に異常はないか等チェックし、中央及び地方が一丸となり輸送の安全確保に全力を挙げています。

④運行管理者及び整備管理者について

一定台数以上の事業用自動車を保有する営業所には、その営業所ごとに運行管理者の選任が義務づけられており、運行管理者は乗務員に対する指導監督や点呼の実施等、事故防止に係る業務を実施することとなっています。また、この制度の中で、選任されている運行管理者には定期的な講習（「運行管理者一般講習」又は「運行管理者基礎講習」）の受講が、また、第1当事者となる死傷事故を惹起した営業所又は、監査結果により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては



運行管理者講習

運行管理者特別講習の受講が法令で義務づけられています。講習の実施について行政刷新会議の事業仕分けにおいて民間活用が閣議決定されたことを受け、認定制度による、国土交通省が認定する講習を受講することとなり、当支局職員も講習講師として指導にあたっています。

また、大型バスや一定台数以上の事業用自動車の使用の本拠の位置ごとに、専門知識を有した整備管理者の選任が義務づけられており、使用者に代わって自動車の点検・整備等に関する業務の実施や車庫の管理などの業務を実施することとなっています。また、整備管理者も運行管理者と同様に基礎的知識や改正法令の了知とコンプライアンス等を目的とした研修が法令で義務づけられているため、新たに選任されようとする者に対しては「整備管理者選任前研修」を、既に選任されている者に対しては「整備管理者選任後研修」を実施し、整備管理の確実な実施とスキルアップ、コンプライアンスの徹底に努めて研修を開催しています。